

より一層のごみの減量を進めるため

家庭ごみの分別の徹底をお願いします

平成25年10月1日からは

異物や汚れが混ざるなど 正しく分別できていない

資源ごみ



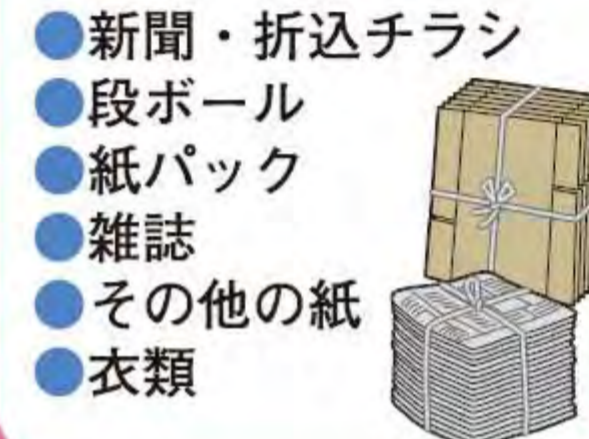
- 空き缶
- 空きびん
- ペットボトル
- 金属製の生活用品

容器包装プラスチック



正しい分け方・出し方は内面をご覧ください

古紙・衣類



- 新聞・折込チラシ
- 段ボール
- 紙パック
- 雑誌
- その他の紙
- 衣類

分別収集対象品目が混ざっている

普通ごみ

正しい出し方は裏面をご覧ください

主なごみ

(最大の辺または径が30cm以内のもの
あるいは棒状で1m以内のもの)

ガラス製品

- コップ ● 皿 ● 化粧品のびん
 - 板ガラス
- ※厚紙などに包んで袋に「キケン」と表示してからお出ください。

電気器具類

- 電気ポット ● ジューサーミキサー
- 電気コンロ ● 換気扇
- 電気アンカ ● アイロン

家具・寝具類

- 本立て ● 枕
 - こざ・シート ● 座布団
 - カーテン ● クッション
 - カーテンレール
- (30cm以内に折り曲げてください)

プラスチック製品

(容器包装プラスチック及びペットボトルを除く)

- ボールペン ● 歯ブラシ ● ビデオテープ

スポーツ用品

- ヘルメット ● 釣竿 ● グローブ
- ボール ● ラケット

日用品

- せともの類 ● 額ぶち ● 傘 ● 花瓶
 - 魔法瓶 ● とりかご ● はかり
 - かご・ざる ● 観葉植物 ● ハンガー
 - 盆・トレイ ● 植木鉢
 - ポリバケツ ● カバン
 - 人形ケース ● 靴・長靴
 - 園芸用品 ● おもちゃ
- (ホース・ジョウロなど) (ぬいぐるみ含む)

普通ごみとして収集するのは最大の辺または径が30cm以内のもの、あるいは棒状で1m以内のもの(資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類対象品目を除く)でおおむね左の品目のごみです。詳しくは、表面の環境事業センターにお問い合わせください。



福島区・此花区・西淀川区にお住まいの方は、小物金属類の分別収集を試行実施しています。詳しくは、西北環境事業センターまでお問い合わせください。
※小物金属類は普通ごみのうち金属を含むものが対象です。

Q&A

Q.どんな場合に収集されないの?

A.普通ごみ収集の際に資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類の対象品目が複数混ざっていることが外見上から判断できるものについては、収集せず残置します。資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類収集でも、汚れや異物が混ざっているなどリサイクルの支障となると外見上で判断できるものは残置します。また、黒いごみ袋など中身の見えないごみにつきましても従来どおり残置します。

例えば... 普通ごみの袋の中に、資源ごみの対象品目が複数混ざっている場合



容器包装プラスチックの袋の中に、リサイクルの支障となる異物が混ざっている場合などが、収集時に外見上で判断できた場合に収集せず残置します。

Q.収集されなかったごみはどうなるの?

A.ごみを出された方ご自身で一度お持ち帰りいただき、正しく分別してから次の収集日にお出ください。

Q.詳しいごみの分別方法を知りたいのですが?

A.このリーフレットや環境局ホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/>)をご覧ください。また、環境事業センターでは、分け方・出し方などの説明会を実施しています。説明会を希望される場合は、表面の環境事業センターヘルプ単位でお申し込みください。

Q.ごみの分別の徹底で市民にはどんなメリットがあるの?

A.ごみの分別の徹底により、ごみ焼却量の削減が進むことで焼却工場数やコストの削減、CO₂排出抑制や天然資源の保護などを図ることができます。

許可業者が収集するアパート・マンションにお住まいの皆さんへ

許可業者が収集するアパート・マンション等においても、大阪市のごみ収集に合わせて分別を徹底していただく必要がありますので、資源ごみや容器包装プラスチック、古紙・衣類について分別のうえ適切な排出をお願いします。なお、収集日や排出方法が、大阪市と異なる場合がありますので、詳しくはお住まいのアパート・マンション等の所有者または管理者の方にご確認をお願いします。

これらのごみは...

収集せず残置します

残置したごみは排出者本人が持ち帰りのうえ再度正しく分別し、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類のそれぞれの収集日に改めて排出してください。

大阪市では、資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集を行うなどにより、ごみの減量・リサイクルを推進し、平成23年度のごみ処理量(焼却量)は115万トンとピーク時からほぼ半減しました。

これは、多くの市民の皆さんが分別排出にご協力いただいた結果だと考えています。しかし、一部には、「大阪市は普通ごみで何でも収集するので分別しなくてもいい」と思われている方や、分別することを知っていながら、分別ルールを守らない方がおられます。

大阪市では、全ての市民の皆さんに「ごみは分別する」というルールを守っていただき、更なるごみ減量を推進し、大阪市のごみ減量目標である平成27年度ごみ処理量100万トン以下を達成するため、分別ルールの徹底を図っていきます。

平成25年10月1日からは、普通ごみに空き缶や新聞など分別収集対象品目が混ざっている場合、啓発シールを貼って収集せず残置します。また、資源ごみ収集など分別収集においても、対象品目以外の異物が混ざるなどリサイクルに支障をきたす場合、啓発シールを貼り、収集せず残置します。

残置したごみは排出者本人が持ち帰りのうえ再度正しく分別し、普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙・衣類のそれぞれの収集日に改めて排出してください。

市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

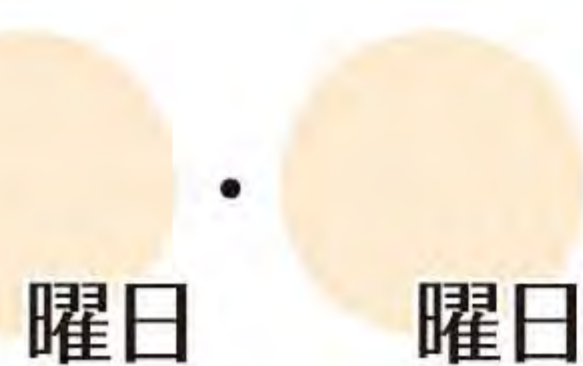
お問い合わせ

担当する行政区	担当する事業所名	電話番号
北区・都島区	北部環境事業センター	6351-4000
淀川区・東淀川区	東北環境事業センター	6323-3511
旭区・城東区・鶴見区	城北環境事業センター	6913-3960
福島区・此花区・西淀川区	西北環境事業センター	6477-1621
天王寺区・東住吉区	中部環境事業センター	6714-6411
中央区・浪速区	中部環境事業センター出張所	6567-0750

担当する行政区	担当する事業所名	電話番号
西区・港区・大正区	西部環境事業センター	6552-0901
東成区・生野区	東部環境事業センター	6751-5311
住之江区・住吉区	西南環境事業センター	6685-1271
阿倍野区・西成区	南部環境事業センター	6661-5450
平野区	東南環境事業センター	6700-1750

あなたの地域の収集日をご記入ください(収集日の午前9時までにお出ください)

普通ごみ



資源ごみ



容器包装プラスチック



古紙・衣類



分別ルールを守ってお出してください

資源ごみ収集(週1回)

対象品目

空き缶 ●飲料水・食料品・日用品などの金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの(スプレー缶・ガスポンベを除く)	空きびん ●飲料水・食料品・日用品などのガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの ※一升びんなどのリターナブルびんは、販売店にお渡しください。
金属製の生活用品 ●なべ・灰皿・アルミ箔などの金属製の生活用品で直径または最大の辺が30cm以下のもの。棒状のものは1m以下のもの(ホーロー製品は除く)	ペットボトル ●しょうゆ・飲料用・酒類などのペットボトルでラベルなどの部分にPETの表示のあるもの

出し方と注意

●空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてください。
 ●対象品目は、まとめてひとつの袋に入れてお出ください。

●空きびん・ペットボトルについている**キャップは、必ずはずして**、プラスチック製のものは容器包装プラスチック、金属製のものは資源ごみにお出ください。

●ペットボトルのラベルは、容器包装プラスチックにお出ください。
 ●空き缶・ペットボトルは、できるだけつぶしてお出ください。

対象外のもの

金属製の生活用品のうち次のもの
 ●包丁やはさみ、千枚通しなどの鋭利なもの(収集時や選別時に危険なため)
 →厚紙に包んで「キケン」と表示して、普通ごみにお出ください。

●スプレー缶やガスポンベ(火災発生の恐れがあるため)
 →使いきり、火の気のない風通しのよい場所で穴をあけて、普通ごみにお出ください。

●家電製品(プラスチックとの複合物が多く、資源化に支障をきたすため)
 →直径または最大の辺が30cm以下のもの、棒状のものは1m以下のものは普通ごみ(福島区・此花区・西淀川区では、小物金属類)です。それを超えるものは粗大ごみにお出ください。
 ※エアコン・テレビ・冷蔵庫及び冷凍庫・洗濯機及び衣類乾燥機(家電リサイクル法対象品目)については別途処理が必要となりますので表面の環境事業センターへお問い合わせください。

●鉄線や銅線など線状のもの(選別時に支障をきたすため)
 →普通ごみにお出ください。

●有害な薬品や塗料の入った缶・びん(リサイクルに支障をきたすため)
 →販売店やメーカーなどにご相談ください。

●ガラスコップ・化粧品のびん・板ガラス・電球・蛍光灯管などのガラス製品(リサイクルに支障をきたすため)
 →厚紙に包んで「キケン」と表示して、普通ごみにお出ください。
 ※蛍光灯管については、受付回収などによる拠点回収を行っています。

●せともの類(リサイクルできないため)
 →厚紙に包んで「キケン」と表示して、普通ごみにお出ください。

分別ルールが守られていない場合や、袋で排出するごみで中身の見えるごみ袋以外で排出された場合は、啓発シールを貼り、収集せず残置します。

容器包装プラスチック収集(週1回)

※容器包装プラスチックにはマークが表示されています。

対象品目

ボトル・カップ・パック類

●うがい薬・目薬などの容器
 ●洗剤・シャンプー・リンス・化粧品などの容器
 ●食用油・たれ・ドレッシング・乳酸菌飲料・ソースなどの容器

●カップめん・プリン・ゼリーなどのカップ

●卵・果物・ハムなどのパック
 ●コンビニ弁当などの容器
 ●薬・化粧品・日用品などのケース

※ボトル類のキャップやふたは、はずして一緒にお出ください。

袋・ラップ・トレイ(皿型容器)類

●パン・お菓子・野菜などの袋、あめなどの包み(個包装)
 ●生鮮食品・コンビニ弁当などのラップ、カップめんなどの外側フィルム
 ●インスタント食品・冷凍食品などの袋

●レジ袋・衣料品・トイレトーパー・日用品などの袋

●果物などのトレイ
 ●お惣菜・生鮮食品・お寿司などのトレイ
 ●お菓子・海苔・カレー・ルウなどの仕切りトレイ

プラスチック製のチューブ類・その他

●マヨネーズ・ケチャップ・ねりわさび・歯磨きチューブなどのチューブ

●ペットボトルなどのプラスチック製のフタ・ラベル

●果物・家電製品などの商品を梱包する発砲スチロールやシート

出し方と注意

中身を使い切ってからお出ください

●容器や袋などは中身を使い切り、残りがすが付着していないものは、そのままお出ください。

容器包装プラスチック以外のものは混ぜないでください

●紙製のラベルやシール(賞味期限や値段表示など)が貼ってあるものは、小さくても簡単に取れるものは取ってください。簡単に取れないものはそのままお出ください。

汚れは洗ってからお出ください。

●食品などの残りは、食器を洗ったあとの残り水などを利用してすいってください。汚れが取れないものは普通ごみにお出ください。(リサイクルに支障をきたすため)

対象外のもの

商品の付属品

●飲料パックのストロー
 ●弁当のスプーン
 ●洗濯石鹸の計量スプーンなど

→普通ごみにお出ください。

商品そのもの

●おもちゃ ●ビデオテープ・CD・DVDとケース
 ●ボールペン・定規などの文具 ●歯ブラシ
 ●洗面器・バケツ ●ハンガーなど
 ●使い捨てライター・禁煙パイプ・水切り用袋などの使い捨て商品

→普通ごみにお出ください。

古紙・衣類収集(月2回)

対象品目

●①から⑥の対象品目ごとに6分別してお出ください。雨の日でも収集します。
 ●ほかのごみ収集と収集日が重なっている場合は、場所を少し離してお出ください。

①新聞・折込チラシ 片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、 ひもで束ねて お出ください。または、新聞販売店で配られている透明もしくは半透明の新聞回収袋でお出ください。	②段ボール 粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがし、 折りたたんで10枚程度までをひもで束ねて お出ください。 ※簡単に取れない金属製の留め具は外さなくてもかまいません。	③紙パック 水洗いして、切り開き、乾燥させてから、 ひもで束ねる か、中身の見えるごみ袋に入れてお出ください。 紙パックのマークのあるもの	④雑誌 ●週刊誌 ●漫画本 ●カタログ ●パンフレット ●専門誌 ●単行本 ●教科書 ●辞典など 片手で持ち上げられる程度の量までを、 ひもで束ねて お出ください。 ※雑誌として扱っている留め具はそのままお出ください。
⑤その他の紙 ひもで束ねるか、中身の見えるごみ袋に入れてお出ください。 ●紙箱(たたんでお出ください) ●紙袋 ●ダイレクトメール ●コピー用紙 ●メモ用紙 ●はがき(窓封筒のセロハンは普通ごみへ) ●封筒 ●シュレッダーした紙	⑥衣類 ●ジャケット ●セーター ●ジーンズ ●ズボン ●スカート ●コート ●シャツ など 洗濯し、 乾かしてから 、中身の見えるごみ袋に入れてお出ください。雨などで衣類がぬれないよう袋の口をしっかり閉じてお出ください。		

対象外のもの ●普通ごみにお出ください。 ●汚れたものは、品目に関わらず対象外となります。

②段ボール

●アルミコーティングされたもの
 ●ワックス加工されたもの

③紙パック

●内側がアルミコーティングされたもの

④雑誌

●紙以外の部分
 ◆雑誌の付録(DVDなど)
 ◆ビニール製や布製の表紙 など

⑤その他の紙

●油や食べ物の残りかすが付着した紙
 ●紙おむつ
 ●ティッシュペーパーなどの衛生紙
 ●防水加工された紙(紙コップ、カップめん、アイスクリームやヨーグルトの容器など)

●においのついた紙(洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙など)

●圧着はがき
 ●写真、写真プリント用紙
 ●カーボン紙、ノンカーボン紙(宅配便の複写伝票など)

●感熱紙(ファックス用紙、レシートなど)
 ●銀紙
 ●擦染紙(アイロンプリント紙など)
 ●感熱発泡紙(点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙)

●作業服 ●ダウンジャケット
 ●革製衣類 ●綿(わた)入りのもの
 ●ビニール製のもの ●衣類以外のもの(タオル・シーツ・カーテンなど)

このマークの中には紙としてリサイクルできないものも含まれますので、マークがついていても次のものは対象外です。

これらの紙は、紙としてリサイクルできないので、「その他の紙」に入れしないでください